

小矢部市

**新型インフルエンザ等対策行動計画**

平成 27 年 12 月

# 目 次

I はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画作成	
II 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	
III 新型インフルエンザ等の発生段階	6
1 国及び地域における発生段階	
2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言	
IV 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	
2 新型インフルエンザ等発生時の社会的影響	
V 対策推進のための役割分担	10
1 役割分担	
2 対策の目安	
VI 対策実施体制	13
VII 市行動計画の主要な6項目	17
1 実施体制	
2 情報収集と情報提供	
3 感染拡大防止措置	
4 予防接種	
5 医療	
6 市民生活と地域経済の安定確保	
VIII 各段階における対策	24
1 未発生期	
2 海外発生期	
3 国内発生期	
4 県内発生早期	
5 県内感染期	
6 小康期	
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	45
(参考) 用語解説	46

## I はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画作成

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

国は、平成25年6月に特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、富山県では特措法第7条に基づき、政府行動計画を踏まえ、「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

今回、これら国や富山県の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、特措法第8条の規定により、政府行動計画及び県行動計画に基づき「小矢部市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）の作成を行うこととした。

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、小矢部市は、適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

## II 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、小矢部市への侵入を避けることは難しいと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

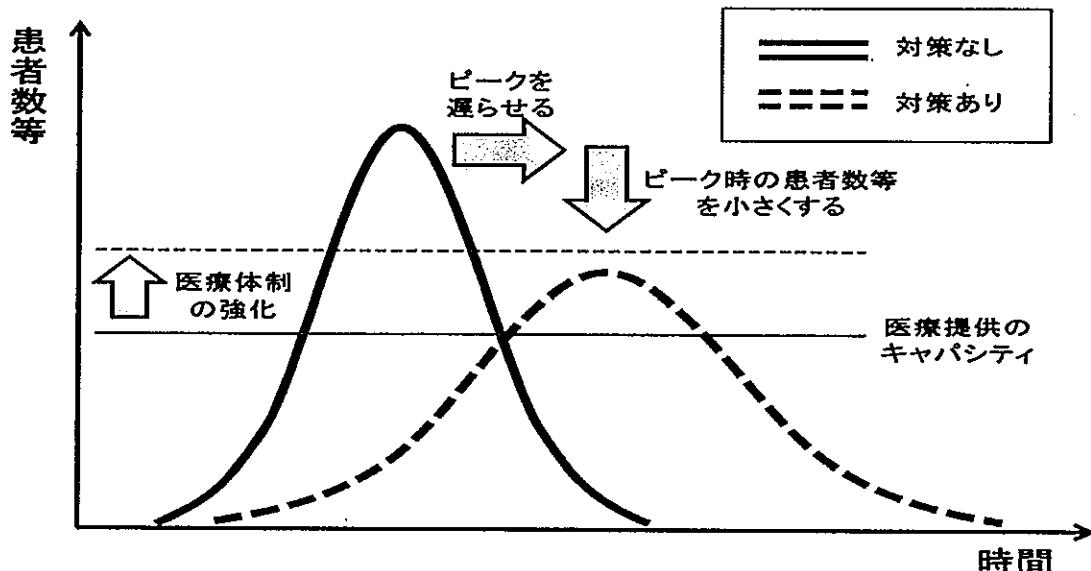
【目的1】感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

【目的2】市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 対策の効果の概念図



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的な知見等を視野に入れながら、本市の地理的条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

### (1) 発生前の段階

発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる。

### (2) 発生当初の段階

国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

### (3) 発生当初の情報が限定されている段階

国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

### (4) 国内感染が拡大した段階

国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが必要である。

## (5) 感染がまん延した段階

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。市民の生命及び、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

## 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、市の行動計画又は業務計画に基づき、国、県、他市町村及び指定（地方）公共団体と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 関係機関相互の連携協力の確保

小矢部市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び富山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### (3) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### III 新型インフルエンザ等の発生段階

#### 1 国及び地域における発生段階

政府行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を抑え、小康状態に至るまでを国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。

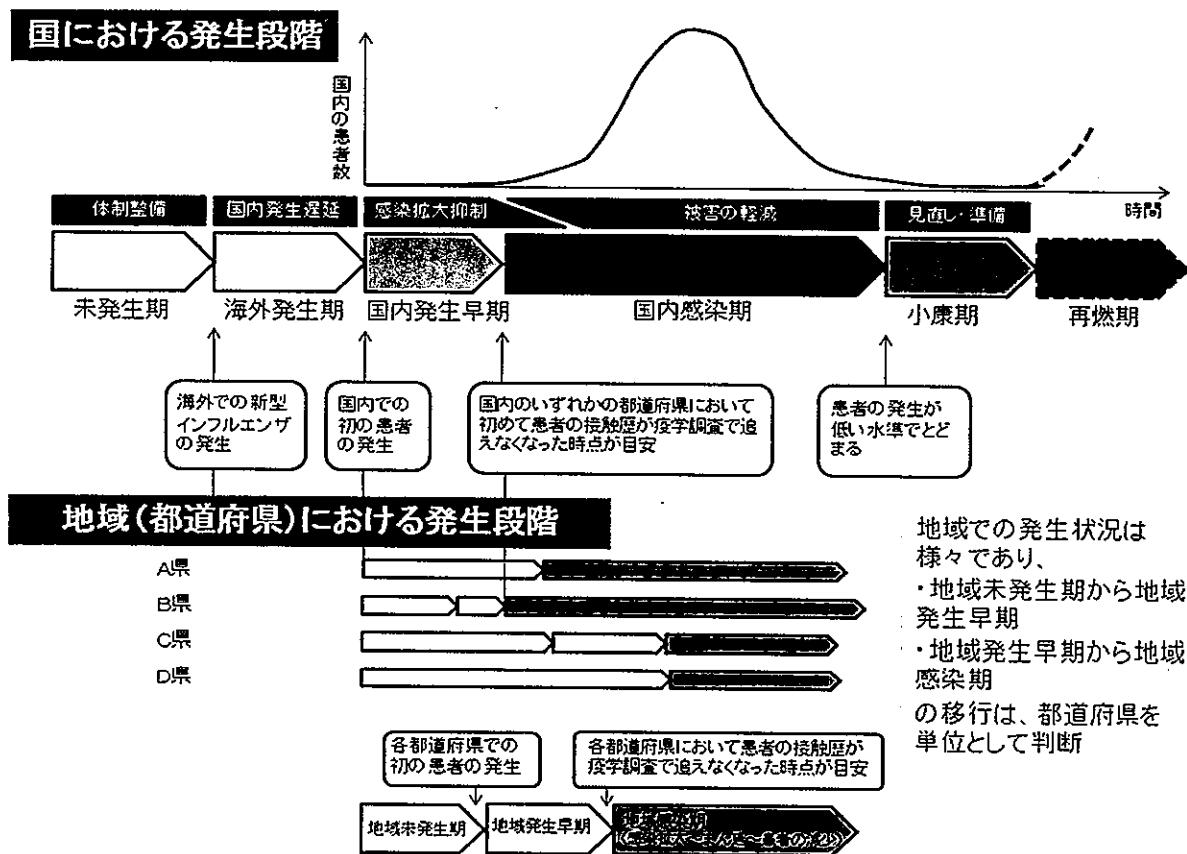
地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定めその移行については、必要に応じて国と協議の上で県が判断することとされている。地域（県）における発生段階を併せて示す。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化すると言う事に留意が必要である。また、小矢部市は、石川県境に位置しており石川県の状況にも留意する必要がある。

#### 【発生段階】

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態  (県内発生早期)
	国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態  (県内感染期) 県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## 【国及び地域（都道府県）における発生段階】



## 2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、必要な措置を講ずる。緊急事態宣言においては、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施すべき期間、区域を公示することとなる。

なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

緊急事態宣言となった場合には、特措法第34条に基づいてすべての市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないと定められている。

緊急事態宣言が出された場合は、県と十分に協議しながら対策をすすめていくこととなる。主にはまん延の防止に関する措置、予防接種に関する措置である。

## IV 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、政府行動計画の被害想定を参考に県が想定した罹患率や致死率を用い、本市における一つの例として下記のように想定した。

【全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合】

	小矢部市		富山県		全国	
医療機関を受診する患者数	6,150 人		約 21.2 万人		約 2,500 万人	
入院患者数	中等度 (致死率 0.53%)	重度 (致死率 2.0%)	中等度 (致死率 0.53%)	重度 (致死率 2.0%)	中等度 (致死率 0.53%)	重度 (致死率 2.0%)
	約 1,300 人	約 490 人	約 4,500 人	約 17,000 人	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 42 人	約 158 人	約 1,450 人	約 5,450 人	約 17 万人	約 64 万人

※全国、富山県のデータは、政府行動計画及び県行動計画から引用。

※小矢部市のデータはH25.12月人口 31,669人(住基) 罹患者 7,917人

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2 新型インフルエンザ等発生時の社会的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## V 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、国、県、近隣の市町村及び関連機関等と連携した取り組みが重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

### 1 役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国は、新型インフルエンザ等及びこれにかかるワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究にかかる国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聞きつつ、対策を進める。

#### (2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、対策の中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、新型インフルエンザ等の発生前においては、県の行動計画を策定し、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく等、発生に備えた準備を推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、本県の状況に応じて判断を行い、総合的な対策を強力に推進する。

加えて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

#### (3) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときには、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

#### （4）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するために、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するように努める。

#### （5）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### （6）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動が継続するように努める。

#### （7）一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### （8）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 2 対策の目安

種類		新型インフルエンザ等			季節性インフルエンザ
想定 (致死率)		大半が軽症者 (0.1%~0.4%)	重症者が増加 (0.5%以上)	重症者・死者多数 (2%以上)	大半が軽症 (0.1%未満)
対策の目安	市役所	通常業務（消毒液の配備、窓口従事者はマスク着用）	状況を見ながら業務を縮小	必要最低限の業務のみ継続、他は業務中止	通常業務
	保育所・幼稚園	集団感染が発生した場合、一部クラス又は全所での休所を検討	状況を見ながら休所を検討	首都圏又は県内に感染者が出た場合、休所を検討	通常業務
	学校	集団感染が発生した場合、学級閉鎖。感染拡大状況があれば学年閉鎖・休校	状況を見ながら早めに休校	首都圏又は県内に感染者が出た場合、全校休校	20%超える欠席で授業短縮・学級閉鎖・学年閉鎖
	学童保育所	学校の状況に応じて休所	学校の状況に応じて休所	学校の状況に応じて休所	学校の状況に応じて休所
	福祉施設	集団感染が発生した場合、休所を検討	状況を見ながら休所を検討	首都圏または県内に感染者が出た場合、休所を検討	通常業務
	家庭	手洗い・うがいの徹底、人混みではマスク着用	人混みを避ける。また外出を自粛	外出しない	手洗い・うがいの励行
	事業所	通常業務（マスクの着用、「咳エチケット」の徹底）	状況によって業務を縮小	基幹業務に絞込み最低限の事業継続	通常業務

## VI 対策実施体制

- ・ 国内や海外において、新型インフルエンザ等の感染者が発生又は感染が拡大する恐れがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、必要に応じ市対策本部及び「小矢部市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「市連絡会議」という。）」を設置する。
- ・ 市対策本部は、特措法第34条の規定に基づき、緊急事態宣言がされた時、速やかに設置されなければならない。
- ・ 市対策本部は、市地域防災計画に規定する市災害対策本部に準ずるものとし、市連絡会議の上位組織として、市連絡会議が策定した対策の方針及び具体的な対策のうち、市民生活に大きな影響を及ぼす重要事項について審議・決定を行う。市連絡会議は、市の新型インフルエンザ等対策実施の中心的役を担う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害、国民保護の武力攻撃事態の発生と同様に、全庁一丸となって対応しなければならない緊急非常事態である。よって、市対策本部、市連絡会議を構成する職員のみならず、市職員全員が通常業務に優先して事態にあたらなければならない。
- ・ 業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要な業務を継続する体制を整える。

市対策本部及び市連絡会議の構成、役割等は次のとおりとする。

### 【市対策本部】

設置段階	国により緊急事態宣言がされた場合、速やかに設置する ※なお、緊急事態宣言がなされていない場合でも、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することができる
構成	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：各部局の長、関係課長、砺波地域消防組合小矢部消防署長 本部長が必要と認めた者
役割	(1) 新型インフルエンザ等発生動向の把握 (2) 行政機能の維持 (3) 市民に対する生活な情報提供 (4) 新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する操業調整 (5) その他の市対策本部の設置及び運営に関し必要なこと
事務局	総務課、健康福祉課

【市連絡会議】

設置段階	市対策本部が設置された場合、速やかに設置する ※なお、対策本部が設置されていない場合でも、必要に応じて設置することが可能
構成	会長：総務部長 委員：関係部局の長、関係課長 その他、会長が必要と認めた者
役割	(1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集・情報交換 (2) 新型インフルエンザ等対策の検討 (3) 新型インフルエンザ等対策の普及啓発 (4) 部局関係機関との連絡調整に関すること (5) 市行政業務の継続に関する調整 (6) 市行動計画の見直し (7) その他の市連絡会議の運営に関し必要なこと
事務局	総務課、健康福祉課

【各部局が担う役割分担】

部局名	課名	事務分掌
対策本部	総務課 健康福祉課	①対策本部の設置及び廃止に関すること ②対策本部会議に関すること ③各部局との連絡調整に関すること ④国・県との連絡調整に関すること ⑤新型インフルエンザ等に関する情報の公表に関すること ⑥近隣市との情報共有及び連絡調整に関すること ⑦その他情報の収集及び伝達に関すること ⑧対策本部の庶務に関すること
総務部	総務課	①市役所業務の推進に必要な要員の確保に関すること ②職員の感染防止対策に関すること ③生活物資の需給安定確保に関すること ④消防団員の動員及び配備に関すること ⑤消防本部との連携 ⑥自治会等への協力要請及び連絡調整に関すること
	財政課	①庁舎及び施設等の感染予防対策に関すること ②感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に関すること ③感染防止対策及び感染に伴う資金調達に関すること
企画室	秘書広報課	①市内全域への周知に関すること ②報道機関等との連絡調整に関すること

企画室	企画政策課	①国際交流事業に係る外国人の受け入れに関すること ②多言語による情報の伝達に関するこ
	商工立地振興課	①市内事業所等及び商工会議所等との連絡調整に関するこ ②市内事業所及び店舗等の感染予防及び発生状況調査に関するこ ③市内事業所等の経営維持に必要な緊急措置に関するこ
産業建設部	都市計画課	①公営住宅入居者への情報提供に関するこ
	観光振興課	①観光施設及び観光団体等との連絡調整に関するこ ②観光施設の感染防止対策及び情報提供に関するこ ③風評被害の防止に関するこ
	上下水道課	①水の安定的・適切な供給に関するこ ②委託関連業者等への感染防止対策及び情報提供に関するこ
民生部	生活環境課	①ごみ及びし尿の運搬に関するこ ②死亡者の埋火葬に関するこ
	健康福祉課	①感染予防及び感染拡大防止全般に関するこ ②医師会・医療機関との連絡調整に関するこ ③相談窓口の設置 ④予防接種に関するこ ⑤高齢者福祉施設への情報提供及び感染調査・緊急措置に関するこ ⑥ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯等の要援護者対策に関するこ ⑦高齢者福祉施設の感染予防及び感染拡大防止に関するこ
	社会福祉課	①障害者福祉施設への情報提供及び感染調査に関するこ ②障害者等の要援護者対策に関するこ ③社会福祉協議会との連絡調整に関するこ ④日本赤十字社との連絡調整に関するこ
	こども課	①保育所等の児童福祉施設の感染予防及び感染拡大防止に関するこ と ②保育所等の児童福祉施設への情報提供及び感染調査・緊急措置に関するこ と ③保護者会等関係団体への協力要請に関するこ
教育委員会	教育総務課	①学校教育施設の感染予防及び感染拡大防止に関するこ ②児童・生徒の感染調査及び緊急措置に関するこ ③保護者等への情報提供及び連絡に関するこ ④教育関係団体への協力要請に関するこ ⑤教育関係に必要な緊急措置に関するこ
議会事務局	議事調査課	①議員との連絡調整に関するこ

各部局課共通事項	<ul style="list-style-type: none"><li>①所管施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li><li>②関係機関との感染予防及び感染拡大のための連絡調整に関するこ と</li><li>③事務事業の継続計画に関すること</li><li>④イベント等の事業の自粛に関すること</li><li>⑤各課の応援に関すること</li></ul>
----------	--

## VII 市行動計画の主要な6項目

### 1 実施体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、市においては、新型インフルエンザ等が発生した場合は危機管理部門と健康に関わる部門が中心となり全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

市は、部局間相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施するとともに、県等と協力して新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努め、平時から、新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、又は点検を行う。

### 2 情報収集と情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、検疫・医療等の各分野における施策の実施にあたって、国民一人ひとりが、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切の行動することで、はじめて、まん延の防止が可能となる。

市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

したがって、平時から情報提供に努めるとともに、情報収集・提供体制を整備し、国及び県から提供される新型インフルエンザ等に関するサーベイランス情報を継続的に収集し、発生の動向を把握する。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都道府県等が発信する情報を入手し、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備するとともに、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や、今後実施される対策に関する情報や、公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。また、市は、発生時において個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供するとともに、継続的に市民の意見を把握し、市民が主体的に対策に参画できる体制を整備する必要がある。さらに、コミュニケーションに障害のある方（視覚障害者、聴覚障害者等）や外国人など、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

市民への情報提供の手段としては、広報『おやべ』、市ホームページ、ケーブルテレビ、データ放送、防災行政無線、市民向けチラシの発行、広報車の運行等を活用するとともに、区長会、民生委員・児童委員協議会、母子保健推進員等の地域団体へ状況説明や資料提供を行う。

### 3 感染拡大防止措置

新型インフルエンザ等の感染拡大を止めることは困難であるが、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するための、感染拡大防止対策を講じることが重要である。

なお、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学的観点から実施する対策は特に重要な施策である。

感染拡大防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### ① 個人における対策

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、「緊急事態宣言」が発令されている場合、県の外出自粛要請に基づき広報を行う。

#### ② 地域・職場における対策

国内発生早期から、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施することとなる。また、「緊急事態宣言」が発令されている場合、必要に応じて、県が実施する施設の使用制限等の要請等に協力する。

### 4 予防接種

#### (1) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

パンデミックワクチンは、接種により重症化防止が期待できるが、細胞培養法等の新しいワクチン製造法を用いても、全国民分のワクチンを製造するのに一定の期間かかるとされている。

#### (2) 特定接種

##### ①特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に実施するもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種である。

## ②特定接種の対象者となり得る者

特定接種の対象となり得るものは、次のとおりである。

- i. 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ii. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- iii. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

## ③接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象及び接種順位その他の関連事項を決定する。

## ④特定接種の登録

市は、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に登録申請に関する事務に対し必要に応じた支援を行う。

## ⑤特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団的接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国が実施主体となり、地方公務員については所属する県又は市が実施主体として接種を行う。

## ⑥説明と同意の取得

予防接種を行うに当たっては、「予防接種実施規則」（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 5 条の 2 に基づき、あらかじめ接種者に対し、適切な説明を行い、文書により同意を得る必要がある。

## （3）住民接種

### ①臨時接種（予防接種法第 6 条第 1 項）

特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されている場合、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種として、かつ、原則として集団的接種を行うことにより、全市民が速やかに接種ができる体制の構築を図る。

### ②新臨時接種（予防接種法第 6 条第 3 項）

特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されていない場合であっても、国が緊急に感染拡大防止の必要があると認めた場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として、市が接種を実施する。国民の大多数に免疫がないため、季節性インフルエンザの感染症を大きく上回る感染者が発生し、医療や我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、全市民が接種できる体制を図る。

### ③接種順位

政府行動計画において、以下の四つの群に分類されている。

#### 【住民接種の対象者の分類】

- i. 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者(基礎疾患有する者、妊婦)
- ii. 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- iii. 成人・若年者
- iv. 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

#### 【住民接種の接種順位の考え方】

- i. 新型インフルエンザによる重症化や死亡を可能な限り抑える事に重点を置く考え方
- ii. 緊急事態宣言が出されて国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮した場合（特措法第46条第2項）の我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- iii iとiiを併せた考え方

接種順位は新型インフルエンザのタイプに応じて、以下のような基本的な考え方を踏まえて決定される。

#### <i. 重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置く考え方>

タイプ	重症化しやすい順	予防接種の順番
成人・若年者に重症者が多い	医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
高齢者に重症者が多い	医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
小児に重症者が多い	医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

<ii. 国の将来を守ることに重点を置く考え方>

タイプ	重症化しやすい順	予防接種の順番
成人・若年者に重症者が多い	医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
高齢者に重症者が多い	医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

<iii. 重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて国の将来を守ることにも重点を置く考え方>

タイプ	重症化しやすい順	予防接種の順番
成人・若年者に重症者が多い	成人・若年者>高齢者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
高齢者に重症者が多い	高齢者>成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

④接種体制

住民接種は市が実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため接種が円滑に行えるように接種体制の構築を図る。集団的接種には、接種会場に接種対象者を参集させて実施する「地域集団接種」と、学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者及び入所者等の既に形成されている集団を活用して実施する「施設集団接種」がある。

※住民接種のパンデミックワクチンは、早期に供給し、出来るだけ早く接種を実施するためその大部分を10mlなどの大きな単位のバイアルで供給するため、原則として集団的接種を行う。

※妊婦及び在宅医療の受療中の患者など、地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者が戸別訪問して実施する場合も考えられる（地域訪問接種）。

⑤説明と同意の取得

予防接種を行うに当たっては、「予防接種実施規則」（昭和33年厚生省令第27号）第5条の2に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対し、適切な説明を行い、文書により同意を得る必要がある。

## 5 医 療

### (1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延しかつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

### (2) 発生前における医療体制の整備

二次医療圏の圏域を単位とし、厚生センターを中心とした医師会等の関係者からなる県の対策会議（以下「医療圏域の対策会議」という。）を設置された場合、県と密接に連携を図りながら医療体制の整備に協力する。

### (3) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとなる。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科、小児科等、通常インフルエンザの診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替える。

感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておく。

## 6 市民生活と地域経済の安定確保

### (1) 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザ等は多くの市民が罹患し、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が2週間にわたり欠勤することが想定される。

このため、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中止や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなる恐れがあるため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関及び各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

市は、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分及び配布の方法について検討を行う。また、個人・家庭における対策として、最低限(2週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことを奨励するとともに、食料品・生活必需品等の購入にあたっては、買占めを行わないように注意喚起をする。

### (2) 要援護者への生活支援

高齢者世帯、障害者世帯等、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援(安否確認・介護・訪問看護・訪問診療・食事提供等)は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について検討しておくことが必要である。

市は、市民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯・障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める必要がある。支援を必要とする者に対しては、食料品・生活必需品等を配達する者の感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。

### (3) 埋火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合は、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているほか、遺体は原則として火葬することとされているため、死亡者数の増加に応じた火葬場の稼働を可能な限り行う。

しかし、死亡者数が火葬場の能力を超えるような場合、火葬の円滑な実施に支障が生じるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

臨時遺体安置所の確保や、一時的な埋葬等について速やかに決定できる体制の整備を進める。

## VII 各段階における対策

未発生期

### 1 未発生期

状態
・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的
・発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方
・新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。

#### (1) 実施体制

##### ①行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画または業務継続計画を策定し、必要に応じて見直していく。

##### ②体制の整備及び国及び県等との連携強化

国及び県・厚生センターと連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、訓練を実施する。

#### (2) 情報取集と情報提供

①国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じ、市民に提供する。

②広報誌等に新型インフルエンザ等に関する行動計画などの情報を掲載する。

③学校・保育所・幼稚園は集団感染しやすいことから、平常時から保健衛生関係機関及び教育委員会と連携し、児童生徒等に対し、感染症や公衆衛生について情報提供するとともに指導する。

#### (3) 感染拡大防止措置

①マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

②新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、厚生センターとの連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えることが重要である。また、新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならないことを、広報等を通じて市民に啓発するとことが必要である。

## 未発生期

③市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進める。

### (4) 予防接種

#### 【特定接種】

国の要請を受け、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

#### 【住民接種】

実施主体である市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次の事項等に留意し、小矢部市医師会、医療機関等関係機関と連携の上接種体制を構築するとともに、ワクチン需要量を算出して、住民接種のシミュレーションを行う。

- i. 医師・看護師・受付担当者等の医療従事者等の確保
- ii. 接種場所の確保（保健センター・学校等）
- iii. 接種に要する器具等の確保
- iv. 接種に関する市民への周知方法（接種券の取扱い・予約方法等）

#### ①対象者

- i. 原則として市内に居住する者（在留外国人を含む。）とする。
- ii. 市内の医療機関に勤務する医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に該当者が勤務する、あるいは該当者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- iii. 在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- iv. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- v. 基本疾患有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者については、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。その際、接種に係るリスク等も考慮して、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。

※1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関における接種も検討する。

#### ②接種会場

接種会場については、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設けて接種を行うため、保健センター・学校等の公的な施設を活用するなどして会場を確保する。

## (5) 医療

## ①医療器材

市は、新型インフルエンザ等対策用の医療器材の備蓄・整備を進める。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定確保

## ①社会・経済機能の維持（上下水道・廃棄物処理などを含む）

地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、市の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行う。

## ②要援護者への生活支援

自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。このため、災害時要援護者リストの作成方法等を参考にして、新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成するとともに、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

## i. 対象者

- ・一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- ・障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- ・障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応等が困難な者
- ・その他、支援を希望する者

## ii. 体制

関係団体、地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

## ③埋火葬の円滑な実施

県が実施する、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数の調査、その結果について、県内の市町村及び近隣の県との情報の共有に協力するとともに、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、戸籍事務担当部局との調整を行うものとする。

## 2 海外発生期

海外発生期

<b>状態</b>
・海外で、新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者な発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<b>目的</b>
・国内発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような強力な措置をとる。 ・国及び県が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

### (1) 実施体制

厚生労働大臣が感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により政府対策本部を設置し、県対策本部も設置された場合、市連絡会議を開催して情報収集及び基本的対処方針の確認を行うとともに、厚生センターが開催する医療圏域の対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

### (2) 情報収集と情報提供

- ①国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的対処方針を収集し、必要に応じ、市民に提供する。
- ②新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や国及び県・市が実施する対応策についての問い合わせに対応する電話相談窓口を設置する。
- ③誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないとういう認識を市民が持つように情報提供する。

### (3) 感染拡大防止措置

- ①市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ②県と連携して、市民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国や県と連携し、正確な情報を提供する。

- ③学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- ④県内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。
- ⑤事業所や介護・福祉施設等に対し、感染予防策を要請する。

#### (4) 予防接種

##### 【特定接種】

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 【住民接種】

国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

国の要請を受け、全ての市民が速やかに接種できるよう、集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備をする。

※国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的な情報提供を行う。

#### (5) 医療

##### ①医療資器材

新型インフルエンザ等対策用のN95対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布先及び数量を決定する。

#### (6) 市民生活及び地域経済の安定確保

##### ①社会・経済機能の維持（上下水道・廃棄物処理などを含む）

生活相談や市民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について体制を整える。また、食料品・生活必需品等の供給状況に応じて、市民に対する食料品・生活必需品等の確保を進める。

##### ②要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

##### ③埋火葬の円滑な実施

県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

### 3 国内発生期

国内発生期

状態
・県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的
・県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・国内で発生した場合の状況等により、国が「緊急事態宣言」を発令した場合には、積極的な感染対策等をとる。</li><li>・医療体制や感染対策について周知し、市民一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るために、市民へ積極的な情報提供を行う。</li><li>・県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保に向けた体制整備を急ぐ。</li><li>・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li></ul>

#### (1) 実施体制

必要に応じて対策連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認するとともに、厚生センターが開催する医療圏域の対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

##### 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 特措法第34条に基づき、直ちに市対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- 市職員の配備態勢は、市事業継続計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、市内感染拡大対策又は緊急事態措置を実施する。

#### (2) 情報収集と情報提供

- ①国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。
- ②市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等の情報、市内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- ③個人レベルでの感染対策や受診方法等を周知するほか、職場・学校・事業所等での感染対策についての情報も適切に提供する。

④市民から相談窓口等に寄せられる問合せ等を踏まえて、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行う。

⑤引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 必要に応じて、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

### (3) 感染拡大防止措置

①県が実施する感染拡大防止対策に基づき、市民・事業者等に対して次の勧奨を行う。

- i. 市民・事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける事、時差出勤の実施等の基本的な感染対策。
- ii. 事業所に対し、職場における感染予防及び当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診。
- iii. 病院・高齢施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策。

②市内発生に備え、市の施設の閉鎖について検討する。

③市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、小・中学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 県を区域として発令されている場合、上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の措置に協力する。

- ① 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定め、不要不急の外出自粛及び基本的な感染対策徹底の要請。
- ② 特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めた施設の使用制限の要請。

### (4) 予防接種

#### 【特定接種】

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 【住民接種】

国が決定する新臨時接種（予防接種法第6条第3項）の基本的対処方針等に基づき、住民接種を実施する。

## 国内発生期

- i. 国及び県が決定した住民接種の接種順位・基本的な考え方等について、市民へ情報提供を行う。
- ii. パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始するとともに市民に対し、接種に関する情報提供を行う。
- iii. 接種実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校等の公的な施設を活用して接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- iv. 市民へのパンデミックワクチンの接種にあたっては、国が定めた「住民に対する予防接種に関する実施要領」に基づいて、接種の体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所及び医療従事者の確保を行い、迅速かつ円滑に接種ができるようにする。
- v. 予防接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、連絡先等の周知を行う。
- vi. ワクチンについての広報に当たっては、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性についての情報、接種の時期・方法等について、分かりやすく伝えることに留意する。

### 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 市民に対し、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 医療

### ①医療資器材

新型インフルエンザ等対策用のN95対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布を実施する。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定確保

### ①社会・経済機能の維持（上下水道・破棄物処理などを含む）

- i. 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- ii. 支援を必要とする市民等に対して、市が備蓄する食料品・生活必需品等配布の準備を実施する。

### ②要援護者への生活支援

- i. 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に係る準備を行う。
- ii. 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応等に係る準備を行う。

## 国内発生期

### ③埋火葬の円滑な実施

- i. 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ii. 国内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、手袋・不織布製マスク・非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

#### 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

##### ①社会・経済機能の維持（上下水道・破棄物処理などを含む）

- 水道の供給安定を行うために業務継続計画に基づき必要な措置を講じるとともに、公共交通機関の維持のため、支援を行う。
- 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県とともに、生活関連物資の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれのあるときは、適切な措置を講ずる。

##### ②要援護者への生活支援

- 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 4 県内発生早期

県内発生早期

<b>状態</b>
・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を積極的疫学調査で追うことができる状態。
<b>目的</b>
・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備え、体制を整備する。
<b>対策の考え方</b>
・県内発生早期には、積極的な感染拡大防止策を講じる。 ・医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりが取るべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・必要に応じて、県が行う、県内発生早期の新型インフルエンザ等への医療提供・相談体制を支援し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・感染拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保に向けた体制整備を進める。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性が低下した対策の縮小・中止を図る。

##### (1) 実施体制

必要に応じて、対策連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認するとともに、厚生センターが開催する医療圏域の対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

##### 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 特措法第34条に基づき、直ちに市対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- 市職員の配備態勢は、市事業継続計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、市内感染拡大対策又は緊急事態措置を実施する。

## (2) 情報収集と情報提供

- ①国内及び県内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。
- ②市民に対し、新型インフルエンザ等流行に対する警戒を呼び掛ける。
- ③市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体について、分かりやすく、出来る限り速やかに情報提供する。
- ④市民一人ひとりが取るべき行動が理解しやすいように、県内の流行状況に応じて医療提供体制、職場・学校・事業所等での感染対策、社会活動状況に関する情報を適切に提供する。  
また、学校等の臨時休業時の対応等について周知する。
- ⑤市民から相談窓口等に寄せられる問合せ等を踏まえて、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行う。
- ⑥国及び県・関係機関等と、インターネット等を活用した情報共有を強化し、対策方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を行う。
- ⑦国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、県内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。
- ⑧引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 県を区域として発令されているときは、上記の対策に加え、必要に応じて市民に対し注意喚起及び情報提供を行う。

## (3) 感染拡大防止措置

- ①県が実施する感染拡大防止対策に基づき、市民・事業者等に対して次の勧奨を積極的に行う。
  - i. 市民・事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける事、時差出勤の実施等の基本的な感染対策。
  - ii. 事業所に対し、職場における感染予防及び当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診。
  - iii. 病院・高齢施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策。
- ②必要に応じて、市の施設を閉鎖や市主催行事の中止又は延期を検討する。
- ③市事業継続計画に基づき、業務や市民サービスの縮小を検討する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 県を区域として発令されている場合、上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の措置に協力する。
- ①特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定め、不要不急の外出自粛及び基本的な感染対策徹底の要請。
  - ②特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めた施設の使用制限の要請。
  - ③特措法第24条第9項に基づき、学校・保育所等以外の施設に対し、職場を含めた感染対策徹底の要請。
  - ④公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者の乗車見合わせ、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤・自転車等の活用、不要不急の利用抑制の要請。

（4）予防接種

特措法第28条に基づく特定接種と予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国、県、市医師会、医療機関等と連携を図りながら進める。

【特定接種】

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

パンデミックワクチンが供給され次第、国及び県と連携し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。接種会場については、保健センター・学校等の公的な施設を活用し、又は医療機関に委託する等により確保するとともに、原則として市内に居住するものを対象に集団的接種を行う。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 市民に対し、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

（5）医療

①医療資器材

新型インフルエンザ等対策用のN95対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布を実施する。

## 県内発生早期

### (6) 市民生活及び地域経済の安定確保

#### ①社会・経済機能の維持（上下水道・破棄物処理などを含む）

- i. 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- ii. 支援を必要とする市民等に対して、市が備蓄する食料品・生活必需品等配布を実施する。
- iii. 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物質等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう広報する。

#### ②要援護者への生活支援

- i. 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ii. 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### ③埋火葬の円滑な実施

- i. 県と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に發揮させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努めるものとする。
- ii. 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。
- iii. 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

①社会・経済機能の維持（上下水道・破棄物処理などを含む）

- 水道の供給安定を行うために業務継続計画に基づき必要な措置を講じるとともに、公共交通機関の維持のため、支援を行う。
- 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県とともに、生活関連物資の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれのあるときは、適切な措置を講ずる。

②要援護者への生活支援

- 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③埋火葬の円滑な実施

- 火葬場を可能な限り稼働させる。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するための緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において、いずれの市においても埋火葬の許可を受けるとともに、特に公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要があると認められる場合は、埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続きを行うものとする。

## 5 県内感染期

県内感染期

<b>状態</b>
・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が積極的疫学調査で把握できなくなった状態。 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)
<b>目的</b>
・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。
<b>対策の考え方</b>
・感染拡大を抑制することは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的感染防止策から被害軽減に切り替える。 ・市内での発生状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 ・医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりが取るべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・県が行う医療体制の維持に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性が低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

必要に応じて、市連絡会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認するとともに、厚生センターが開催する医療圏域の対策会議において、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

#### 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 特措法第34条に基づき、直ちに市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- 市職員の配備態勢は、市事業継続計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、市内感染拡大対策又は緊急事態措置を実施する。

## 県内感染期

### (2) 情報収集と情報提供

- ①国内及び県内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。
- ②引き続き、市民に対し、新型インフルエンザ等の流行に対する警戒を呼び掛ける。
- ③市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体について、分かりやすく、出来る限り速やかに情報提供する。
- ④市民一人ひとりが取るべき行動が理解しやすいように、県内の流行状況に応じて医療提供体制、職場・学校・事業所等での感染対策、社会活動状況に関する情報を適切に提供する。  
また、学校等の臨時休業時の対応等について周知する。
- ⑤市民から相談窓口等に寄せられる問合せ等を踏まえて、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行う。
- ⑥国及び県を通じ、又はインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。
- ⑦国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、県内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。
- ⑧電話相談の対応時間を拡大するなど新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

#### 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 県を区域として発令されているときは、上記の対策に加え、必要に応じて市民に対し厳重警戒及び情報提供を行う。

### (3) 感染拡大防止措置

国及び県が、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に行う次の要請に対して協力し、まん延防止対策を推進する。

- ①市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染予防対策を推進する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の干渉を要請する。
- ②病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 県を区域として発令されている場合、上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の措置に協力する。

- ①特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定め、不要不急の外出自粛及び基本的な感染対策徹底の要請。
- ②特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めた施設の使用制限の要請。
- ③特措法第24条第9項に基づき、学校・保育所等以外の施設に対し、職場を含めた感染対策徹底の要請。
- ④公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者の乗車見合わせ、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤・自転車等の活用、不要不急の利用抑制の要請。

(4) 予防接種

【特定接種】

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

引き続き、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 市民に対し、基本的対処方針の編成を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

①医療資器材

新型インフルエンザ等対策用のN95対応マスク、サージカルマスク、消毒液、ゴム手袋の配布を実施する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定確保

①社会・経済機能の維持（上下水道・破棄物処理などを含む）

- i. 生活相談や市民サービスについての問い合わせに電話相談窓口で対応する。
- ii. 支援を必要とする市民等に対して、市が備蓄する食料品・生活必需品等配布を実施する。
- iii. 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物質等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう広報する。

## 県内感染期

### ②要援護者への生活支援

- i. 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ii. 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等への支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

### ③埋火葬の円滑な実施

- i. 火葬場を可能な限り稼働させる。
- ii. 県と連携を図り、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努めるものとする。
- iii. 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。
- iv. 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。

【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

①社会・経済機能の維持（上下水道・破棄物処理などを含む）

- 県は、特措法第48条第2項の規定により、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。その際は、事前に市と協議を行うことを基本とする。
- 水道の供給安定を行うために業務継続計画に基づき必要な措置を講じるとともに、公共交通機関の維持のため、支援を行う。
- 国及び県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。
- 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売値しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県とともに、生活関連物資の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 県とともに、生活関連物資等の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

②要援護者への生活支援

- 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③埋火葬の円滑な実施

- 国及び県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- 国及び県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになつた場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合、緊急の必要があると認められるときは、国が定める当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等に関する特例の手続きを行う。
- 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するための緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において、いずれの市においても埋火葬の許可を受けるとともに、特に公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要があると認められる場合は、埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続きを行うものとする。

## 6 小康期

<b>状態</b>
・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態。
・パンデミック（大流行）は、いったん終息している状態。
<b>目的</b>
・市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材・医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。</li> <li>・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・第二波の流行による影響を軽減するため住民接種を進める。</li> </ul>

## (1) 実施体制

①国及び県が基本的対処方針を変更し、小康期の入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対象方針を公示したときは、直ちに市対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

②緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

## (2) 情報収集と情報提供

①海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

②市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。

③相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

④国、県及び関係機関とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

⑤国及び県による要請を受け、相談窓口等の体制を縮小する。

## (3) 感染拡大防止措置

①流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。

②学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を行っていた場合、それらの中止について検討し、周知する。

## (4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条3項に基づく新臨時接種を進める。

## 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

→ 必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 医療

## ①医療資器材

第二波に備え、新型インフルエンザ等対策用のN95対応マスク、サーナカルマスク、消毒液、ゴム手袋の不足分を充当する。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定確保

## ①社会・経済機能の維持（上下水道・廃棄物処理などを含む）

不要な措置を解除する。

## ②要援護者への生活支援

- i. 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
- ii. 不要な措置を解除する。

## ③埋火葬の円滑な実施

隨時不要となった対策を終了する。

## 【「緊急事態宣言」が発令されている場合】

- 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重点業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。
- 水道の供給安定及び公共交通機関の維持を行うために、これまでの被害状況等の確認をするとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。
- 県と連携して、県内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合、緊急事態措置を縮小・中止する。

## 参考

### 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

#### 1 実施体制

市は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、危機管理連絡会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。  
【農林課、健康福祉課、総務課、関係部局】

#### 2 情報収集・情報提供

##### (1) 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する県内外の情報を収集する。

【農林課、健康福祉課、総務課、関係部局】

##### (2) 情報提供・共有

① 市は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や県及び発生した市町と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

【農林課、健康福祉課、総務課、関係部局】

② 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、市民に情報提供を行う。

【農林課、健康福祉課、総務課、関係部局】

#### 3 予防・まん延防止

鳥インフルエンザ等への対応や、国内でのインフルエンザ等の発生事例をふまえたウイルスの侵入の早期発見とまん延防止を図り、市民に具体的に周知する。

【農林課、健康福祉課、総務課、関係部局】

##### (1) 家きん等への防疫対策

① 県家畜保健衛生所等が実施する感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。  
【農林課、総務課、関係部局】

② 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（健康調査・健康観察、マスク・防護服等の使用、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について、必要な支援を行う。

【健康福祉課、農林課、関係部局】

③ 防疫措置に伴い、周辺地域での警戒活動が必要な場合は、県を通じて県警察へ依頼し、警戒活動等の情報を収集する。  
【総務課・生活環境課、関係部局】

##### (2) 人への鳥インフルエンザの感染対策

市は、鳥インフルエンザの人への感染が確認され、県が国からの要請により実施する接触者への対応（抗インフルエンザ薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等に協力する。  
【健康福祉課、関係部局】

## 参 考

### 【用語解説】※アイウエオ順

#### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している。)

#### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。  
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

#### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

## ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

## ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

## ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

## ○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

## ○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

## ○ 新臨時接種

平成23年7月より規定された予防接種法第6条第3項に基づく臨時の予防接種。厚生労働大臣がまん延予防上緊急の必要があると認めるときに、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示するもの。

## ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

## ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## ○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急性や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

## ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した前の段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○ 病原性

新型インフルエンザが対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

## ○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウィルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。



